

白川村コミュニティ備品貸出要綱

(目的)

第一条 この要綱は、白川村のコミュニティ団体（以下「団体」という。）の活動推進を図るため、白川村が地域活性化・きめ細かな交付金事業により取得したコミュニティ備品（以下「備品」という。）を無料で貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出の範囲)

第二条 貸出を受けることができる団体等は、次のとおりとする。

- 一 自治会または白川村内に居住する者で組織されている団体
- 二 前号に掲げるもののほか、特に村長が必要と認める団体

(貸出備品等)

第三条 貸し出しする備品は、次のとおりとする。

- 一 テント 十三張
- 二 テーブル 五十七台
- 三 イス 百十脚

(使用の手続き)

第四条 貸出を受けようとする団体等は、コミュニティ備品使用許可申請書（様式第一号）を使用開始日の三日前までに提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請の内容を審査し、適正であると認めた場合は申請順に貸出を許可し、コミュニティ備品使用許可書（様式第二号）を交付する。

(使用備品の許可の取り消し)

第五条 村長は、使用者が貸出備品を使用目的以外に使用したときは、許可を取り消し、貸出物品を返却させることができる。

(使用期間)

第六条 使用期間は五日間以内とする。ただし、村長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(保管場所)

第七条 コミュニティ備品の保管場所は、ライトアップ倉庫とする。

(損害賠償等)

第八条 コミュニティ備品を滅失し、又は損傷したときは、村長と協議し、これを復元

するか、又はその損害を賠償しなければならない。

(補足)

第九条 この要綱に定めるもののほか、備品の管理運営に関し、必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。